

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月30日

鳥取県人事委員会委員長 佐 蔵 絢 子

鳥取県人事委員会規則第19号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後		改正前	
(趣旨)		(目的)	
第1条 この規則は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号。以下「条例」という。)の規定に基づき、 <u>職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。</u>		第1条 この規則は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年 <u>12月</u> 鳥取県条例第35号。以下「条例」という。)の規定に基づき、 <u>職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。</u>	
(特別休暇)		(特別休暇)	
第16条 条例第16条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。		第16条 条例第16条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。	
(1)~(3) 略		(1)~(3) 略	
(3の2) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。	略	(3の2) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。	略
ア 略		ア 略	
イ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置		イ <u>身体障害者療護施設</u> 、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な	

を講ずることを目的とする施設 であって人事委員会が定めるもの における活動 ウ~ケ 略	措置を講ずることを目的とする 施設であって人事委員会が定め るものにおける活動 ウ~ケ 略
(4)~(19) 略	(4)~(19) 略

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第 2 条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則 (平成 6 年鳥取県人事委員会規則第 17 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下この条において「改正部分」という。) に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分 (以下この条において「改正後部分」という。) が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
(趣旨) 第 1 条 この規則は、県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (平成 6 年鳥取県条例第 36 号。以下「条例」という。) の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。		(目的) 第 1 条 この規則は、県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例 平成 6 年 12 月鳥取県条例第 36 号。以下「条例」という。) の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。	
(特別休暇) 第 15 条 条例第 14 条第 1 項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第 2 項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。		(特別休暇) 第 15 条 条例第 14 条第 1 項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第 2 項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。	
(1) ~ (3) 略		(1) ~ (3) 略	
(3 の 2) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動 (専ら親族に対する支援となる活動を除く。) を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。	略	(3 の 2) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動 (専ら親族に対する支援となる活動を除く。) を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。	略
ア 略		ア 略	
イ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって人事委員会が定めるものにおける活動		イ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって人事委員会が定めるものにおける活動	

ウ～ケ 略		ウ～ケ 略	
(4)～(27) 略		(4)～(27) 略	
(28) 学校（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2の規定に基づき設置された施設を含む。）の設置者の行った健康診断の結果、勤務に制限を加える必要があると認められる場合	略	(28) 学校（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2に基づいて設置された施設を含む。）の設置者の行った健康診断の結果、勤務に制限を加える必要があると認められる場合	略
(29) 公務上の災害又は通勤による災害（外国派遣職員の派遣先の業務上の災害又は通勤による災害を含む。）に対する補償の実施に関して審査請求又は再審査請求をする場合（準備行為を行う場合を除く。）	その都度必要と認める期間	(29) 公務上の災害又は通勤による災害（外国派遣職員の派遣先の業務上の災害又は通勤による災害を含む。）に対する補償の実施に関して審査請求又は再審査請求をする場合	その都度必要と認める期間（準備行為の期間を除く。）
(30) 地方公務員法第46条の規定に基づき勤務条件に関する措置の要求を行う場合又は同法第49条の2第1項の規定に基づき不利益処分に関する不服申立てを行う場合及びその審査に出頭する場合（準備行為を行う場合を除く。）	その都度必要と認める期間	(30) 地方公務員法第46条の規定に基づき勤務条件に関する措置の要求を行う場合又は同法第49条の2第1項の規定に基づき不利益処分に関する不服申立てを行う場合及びその審査に出頭する場合	その都度必要と認める期間（準備行為の期間を除く。）
(31) 地方公務員法第55条第8項の規定に基づき勤務時間中において適法な交渉を行う場合又は同法第11項の規定に基づき当局に不満を表明し、若しくは意見を申し出る場合（準備行為を行う場合を除く。）	その都度必要と認める期間	(31) 地方公務員法第55条第11項の規定に基づき、当局に不満を表明し、又は意見を申し出る場合	その都度必要と認める期間（準備行為の期間を除く。）
(32)～(34) 略		(32)～(34) 略	

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。